

地域の課題を把握するための調査について

○調査の必要性

- ・地域の課題を把握するための調査（以下「地域実態調査」）は、地域の高齢者世帯に対しアンケート調査等を実施し、地域包括ケアを推進する上で個々の高齢者のニーズや地域の課題を把握するもの。
- ・地域実態調査により、課題解決のためにどのような仕組みやネットワークを、どの程度構築していくことが適当かを把握することが可能となることから、本事業を実施する上で必要不可欠なもの。

○実施方法

- ・地域実態調査は、介護予防の特定高齢者把握調査と一体的に実施するなど、手法によっては効果的・効率的に実施が可能なものでもあり、①調査対象（全世帯を対象とするのか、抽出により行うのか）、②地域設定、③調査表（調査項目）、④配付・回収方法などについて、市区町村によって最も適した方法を選択することとし、調査方法等を特に規定はしない。
- ・新たに地域実態調査を実施する場合は、平成21年度に厚生労働省の老人保健健康増進等事業によりモデル的に行っている調査があるので、参考にされたい。なお、地域実態調査の実施に係る経費については、補助の対象外である。
- ・すでに地域課題の把握が可能な調査を実施している場合は、その調査結果を活用して、本事業により事業展開を図ることも可能である。
- ・また、例えば調査方法として高齢者世帯を対象としたアンケート調査によるものでなくとも、地域の高齢化率や独居世帯数、あるいは地域のケアマネジャーからのヒアリング調査、センター等における相談受付内容の集計・分析など、地域の課題が把握可能な指標の分析を行うことにより、地域実態調査に代わるものとして活用することや既に第4期介護保険事業計画において地域課題を把握し、新たな事業展開を位置付けているようなケースも活用可能である。

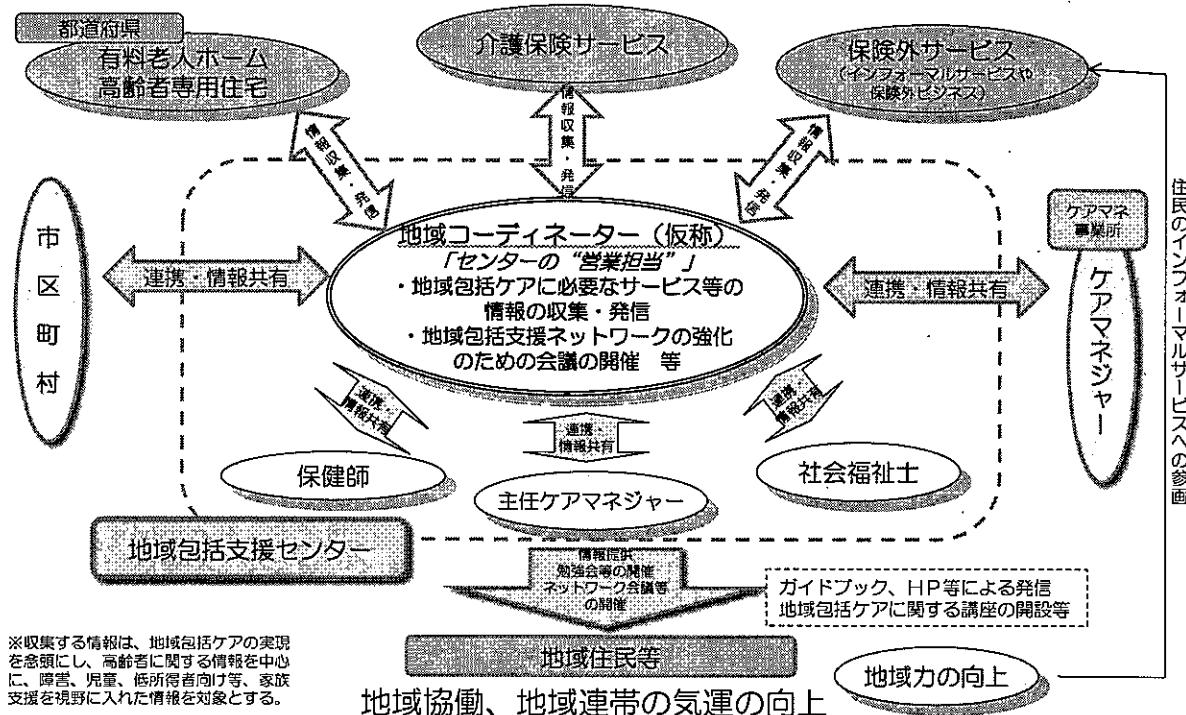
地域包括支援センター等機能強化事業①

○地域包括支援ネットワーク強化推進事業【基本事業】

- ・センター等において、介護保険サービスに関する情報はもとより、配食サービスや見守り活動などの介護保険外サービスや暮らしの基礎となる有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等の住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要なサービス情報を収集し、センター内や市区町村、地域のケアマネジャー、さらには地域住民へ情報を発信していく担当者（以下「地域コーディネーター（仮称）」という。）を配置することにより、
 - ①情報の収集・発信活動を通じてサービス事業所等との関係を構築（地域包括支援ネットワーク構築のきっかけ作り）あるいは地域におけるセンター等の認知度向上
 - ②総合相談支援やケアマネジメントにおける介護保険外サービス等の活用を促進等を図る。なお地域コーディネーター（仮称）の配置は、センター等と連携関係を保つことが可能であれば、センター内に限らず配置することが可能である。
- ・また、NPO等の地域活動の主体等が参加するネットワークづくりための会議を開催すること等により、NPO等の活動内容、抱える課題の共有あるいは今後の地域活動の方向性を検討していくことで、既存の活動主体の側面的な支援や新たな介護保険外サービスとの連携を図る。
- ・さらに、地域コーディネーター（仮称）が各種専門職と連携した上で、地域包括ケアに関する勉強会や各種講座等を地域で開催することにより、地域住民等へ地域活動への働きかけを行い、地域包括ケアの理解を進めるとともに、地域住民による見守り活動等介護保険外サービスの構築へと導く（地域力の向上）。なお、地域住民による見守り活動等実際の地域活動に係る経費については、後述する「地域の実情に応じた事業」として実施することが可能である。

地域包括支援ネットワーク強化推進事業のイメージ

センター内に地域コーディネーター（仮称）を配置する場合



地域包括支援センター等機能強化事業②

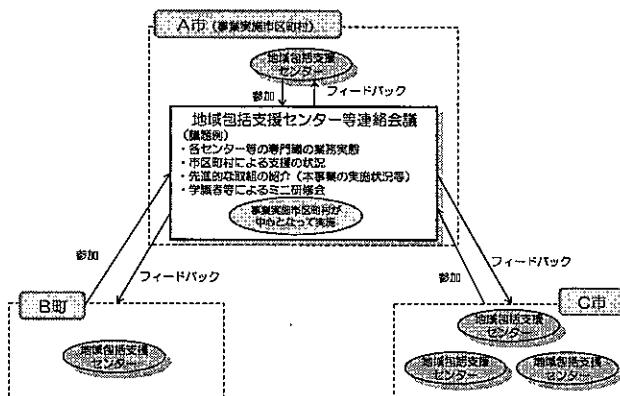
○地域包括支援センター等広域連携事業【基本事業】

(センター等の課題把握や先進的な取組に関する情報共有)

本事業を実施している市区町村及び当該市区町村内のセンター等、及び近隣の市区町村又はセンター等により構成される**地域包括支援センター等連絡会議**を設置し、本事業の実施状況の他、専門職の業務実態や市区町村による支援の状況といった各センターの運営に関する情報交換、地域包括ケアの実現を目指した先進的な取組を行っているセンター等に関する情報共有等を行うことにより、**センター等の現状を把握し、課題を認識した上で、今後のセンター等の方向性を検討する**。また、把握した課題にどう対処していくのか、その検討に資するため、学識経験者等による研修会を実施するもの。

なお、**実施主体の市区町村が近隣の市区町村**（例えば、各都道府県が策定している介護保険支援計画において設定している圏域を構成する市区町村など）**を纏める形で実施することとする**。

地域包括支援センター等広域連携事業



地域包括支援センター等機能強化事業③

○地域の実情に応じた事業【基本事業】

センター等のコーディネートにより、NPO等の地域の様々な社会資源を活用しながら、連携を強化し、個々の地域の課題に応じた事業を実施する。

(事業展開例)

- ・うつ症状や認知症を有する家族介護者が多いことから、医療機関等と連携し、センター等の職員とともに同行訪問を実施。あるいは家庭の中で孤立している家族介護者の精神的負担を軽減するため、家族介護者同士のサークル活動や先輩介護者からのアドバイスを受ける場を提供
- ・古い住宅団地等が密集する地域で、引きこもりの傾向がある単身高齢者が多い地域において、いつでも気軽に使えるサロンを設置
- ・病院や市区町村役場における各種手続き、あるいは物販購入時の消費者被害への不安といった、認知症や一人暮らし高齢者等のちょっとした日常生活上の困りごとに対応するため、行政や既存の支援機関へ繋がる一步手前の支援を行う“よろず相談屋”を地域のNPO等との連携により設置
- ・認知症に対する地域の理解が得られていないことから、町内会や民生委員はもとより、新聞・郵便といった居宅を訪れる事業所や、地元の商店街・金融機関・公共交通機関等の一般企業、警察や学校等、高齢者の日常生活に関連する事業所等を巻き込み、認知症サポーター養成講座等を活用して、早期発見や生活支援の仕組みを構築する。

等々

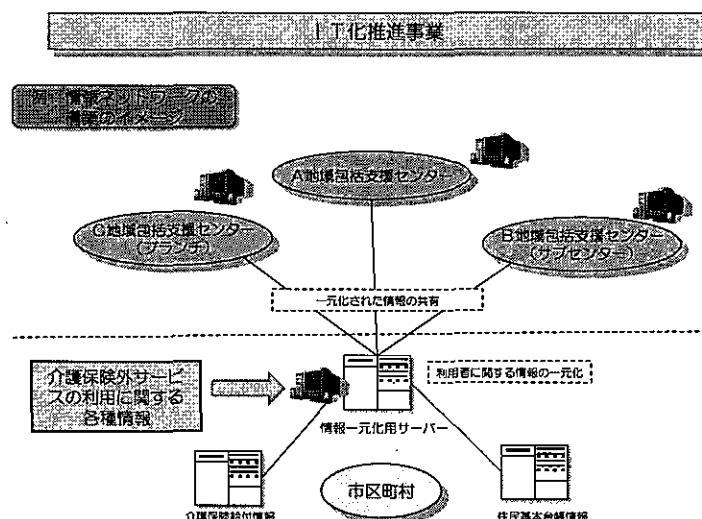
5

地域包括支援センター等機能強化事業④

○IT化推進事業【選択事業】

(センター等の情報化の推進)

地域包括支援センター等において、利用者の支援に必要な介護給付関連情報や住民基本台帳情報、現在利用している介護保険外サービスに関する情報等、利用者に関する情報を一元化し、市町村とセンター等の間でオンラインで結ぶことで、相談支援の場面におけるタイムリーな対応やセンター等の職員の情報収集に係る手間を軽減する。また、地域の情報マップ作成ソフトの開発又は購入など、業務を円滑に進めるためのセンター等の情報化を推進することにより、センター等における業務の中心が、地域包括ケアのコーディネート機能にシフトしていくことの一助とする。

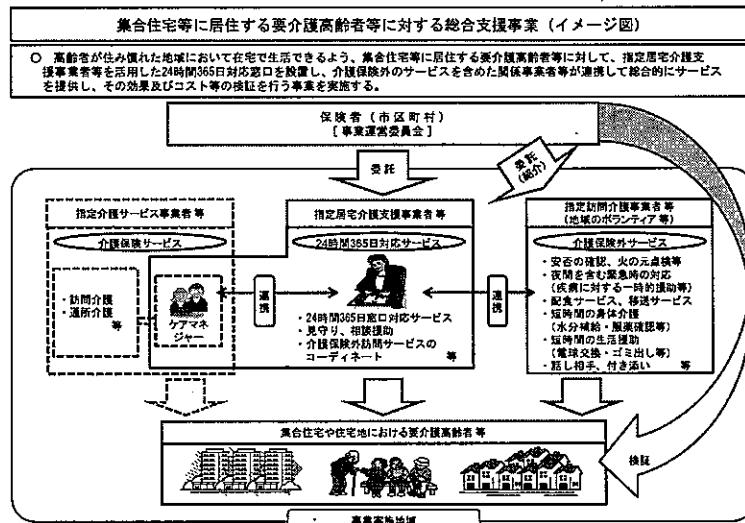


6

集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

○集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

集合住宅等に居住する要介護者等に対して、指定居宅介護支援事業者、特別養護老人ホーム、指定小規模多機能型居宅介護事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し緊急時の対応や相談援助等を行うとともに、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業を実施する。（孤立死の防止や利用者の安心感につながる）



補助の考え方

○事業に応じて一定額を設定

地域包括支援センター等機能強化事業		集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業
事業名	基本事業 ・地域包括支援ネットワーク強化 ・地域包括支援センター等広域連携事業 ・地域の実情に応じた事業	選択事業（基本事業の実施が必須） 1 T化推進事業
補助単価（定額）の目安	3事業合わせて800万円程度	1,000万円程度 (市区町村からの協議状況により変動する可能性有り)
対象市町村数	50市区町村	5市区町村 (市区町村からの協議状況により変動する可能性有り)

○補助期間

平成22年度及び平成23年度の2年間国庫補助を行う予定。本事業は事業の検証を行うこととなっていることから、基本的には2カ年継続して同一の事業を行うこととするが、同一事業を他の地域で実施したり、事業規模の拡大・縮小、中間的な検証を受けての事業の改善を妨げるものではない。

事業の検証及び報告の方法

○事後検証の実施

今後の地域包括ケア推進のための検討に資するため、平成22年度末及び23年度末に、事業実施によりどのような効果があったのか、コストがどの程度かかったか、といった観点から検証を実施する。なお、検証に必要な項目等の詳細については別途お知らせする。

(想定される検証の視点)

- ・地域包括ケア推進上の効果（例えば地域コーディネーター（仮称）を配置したことにより、センターにおいて介護保険外サービスに係る情報が豊富になり、予防のケアプランへ反映が可能になった、あるいは地域のケアマネジャーへ有益な情報提供が可能となりプランのサービス内容に幅が出た等）
- ・事業展開上の課題（例えば支援に必要な情報をどこまで共有できるかといった個人情報保護の点等）
- ・コストパフォーマンス（費用対効果）
- ・今後の事業展開への提案（効果や課題を踏まえた事業の改善や新たな事業の提案等）
- ・その他特筆すべき事項

○検証結果の報告

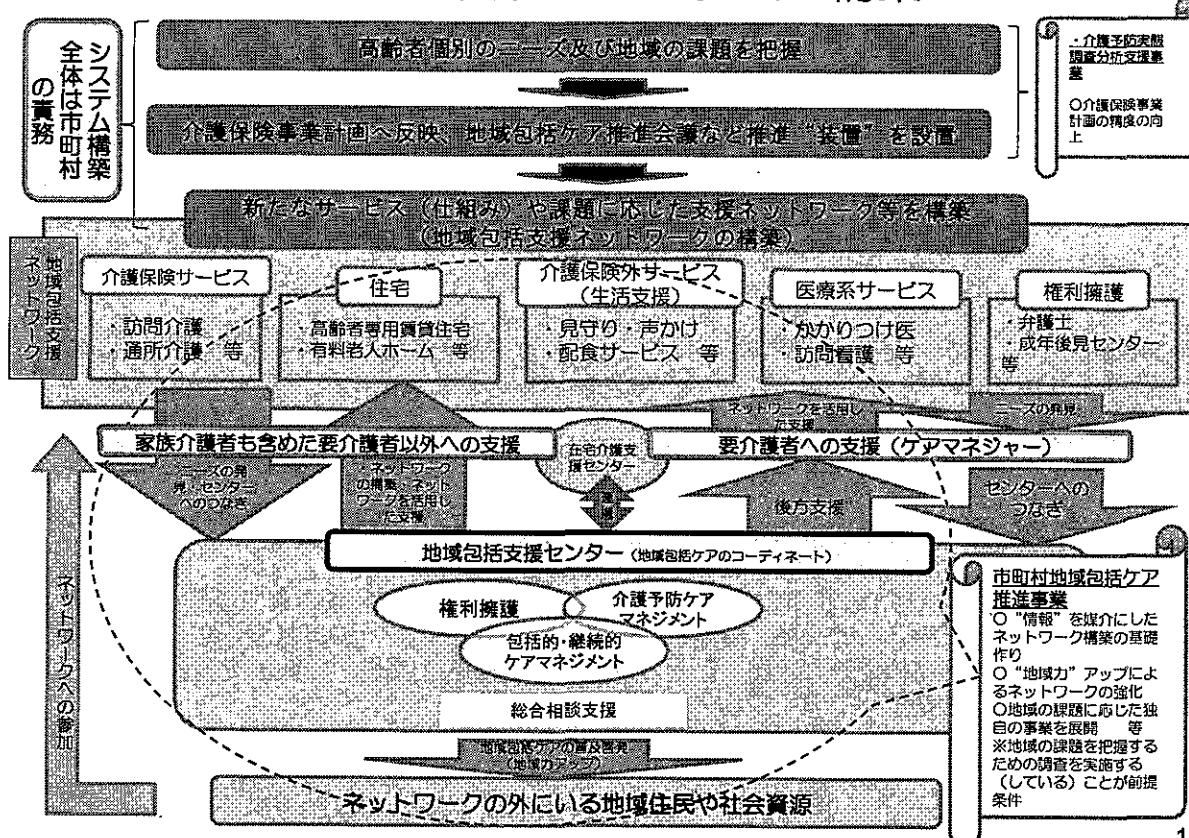
各年度末に実施した事業の検証結果については、全国的に地域包括ケアを推進していく観点から、広く他のセンター等に情報提供していくため、本事業の「地域包括支援センター等広域連携事業」や厚生労働省において設定する会議等において報告する。

厚生労働省における報告の方法や時期については、追って詳細をお知らせする。

9

参考

地域包括ケアシステムの構築



10